⑽　(5)により送信をしなかった船員は、本邦に帰った場合には、速やかに投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒並びに確認書を指定市町村の選挙管理委員会の委員長に返すとともに、選挙人名簿登録証明書を提示しなければならないものとした。(第五九条の六の三第一二項関係)

⑾　投票に関し船員が国外において行う行為は、指定市町村の選挙管理委員会の委員長が船員の投票の便宜及び投票の公正な実施の確保を考慮して定める時間内に行わなければならないものとした。(第一四二条第三項関係)

(二)　3の㈡の船員が行う不在者投票の特例については、次のとおりとした。

(1)　第五九条の六第四項の規定により投票送信用紙等の交付を受けた船長は、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の期日の公示があった日の翌日から選挙の期日の前日までの間が当該指定船舶等の航海の期間中にかかる場合において、同条第一項の規定による申出をした船員で当該選挙の当日不在者投票事由に該当すると見込まれ、かつ、3の㈡に該当するものから、当該選挙の期日の公示があった日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間に、投票送信用紙等の交付の請求を受けたときは、当該船員が既に当該選挙の不在者投票の投票用紙等の交付を受けたときを除くほか、直ちに、投票送信用紙に所要の事項を記入し、法第四九条第八項の規定による投票に用いるべき投票送信用紙等として当該船員に交付するとともに、指定市町村の選挙管理委員会の委員長から通知を受けた電気通信番号を当該船員に知らせなければならないものとした。この場合において、船長は、当該船員にその選挙人名簿登録証明書を提示させ、これに所要の事項を記入するとともに、指定市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、投票送信用紙等を交付した旨並びに当該船員が法第四九条第八項の規定による投票をする旨を通知しなければならないものとした。(第五九条の六の四第一項関係)

(2)　(1)により投票送信用紙等の交付を受けて法第四九条第八項の規定による投票をする船員に係る規定の適用については、必要な読替え規定を設けるものとした。(第五九条の六の四第二項関係)

(3)　投票に関し船員が国外において行う行為は、船長が船員の投票の便宜を考慮して定める時間内に行わなければならないものとした。(第一四二条第一項関係)

5　施行期日等に関する事項

(一)　この政令による改正後の公職選挙法施行令(以下「新令」という。)第五〇条第六項、第五一条及び第五五条第九項の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用するものとした。(附則第二条第一項関係)

(二)　新令第五五条第六項及び第八項、第五九条の六から第五九条の六の四まで、第六〇条第二項、第六三条第三項並びに第一四二条第一項及び第三項の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示される衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙について適用するものとした。(附則第二条第二項関係)

(三)　この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成二八年法律第二五号)及び公職選挙法の一部を改正する法律(平成二八年法律第九三号)の施行の日(平成二九年四月一〇日)から施行するものとした。

◇租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(政令第一三二号)(財務省)

1　中小企業技術基盤強化税制等に係る適用除外事業者の判定について、その細目を定めることとした。(第二七条の四及び第三九条の三九関係)

2　地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度における投資規模要件について、所要の見直しを行うこととした。(第二七条の一一の三及び第三九条の四五関係)

3　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(政令第一三三号)(財務省)

関税定率法等の一部を改正する法律(平成二八年法律第一六号)のうち、認定事業者(AEO)である輸出者、輸入者及び通関業者等について、いずれかの税関官署に対して輸出申告又は輸入申告を行うことを可能とすること等に係る規定の施行期日は平成二九年一〇月八日とすることとした。

◇出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(政令第一三四号)(法務省)

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成二八年法律第八八号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は平成二九年六月一日とし、同条第二号に掲げる規定の施行期日は同年九月一日とすることとした。

◇外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行期日を定める政令(政令第一三五号)(法務省・厚生労働省)

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二八年法律第八九号)の施行期日は、平成二九年一一月一日とすることとした。

◇外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令(政令第一三六号)(法務省・厚生労働省)

1　技能実習計画の認定の欠格事由として、外国人の技能実習生の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二八年法律第八九号。以下「法」という。)第一〇条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるものを定めることとした。(第一条関係)

2　監理団体の許可の有効期間として、法第三一条第一項の政令で定める期間を定めることとした。(第二条関係)

3　監理団体の許可の取消事由として、法第三七条第一項第四号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるものを定めることとした。(第三条関係)

4　法第一〇四条第一項に規定する報告徴収等の権限のうち、船員である技能実習生に係るものを国土交通大臣に委任する規定、国土交通大臣の権限を地方運輸局長に委任する規定等の整備を行うこととした。(第四条及び第五条関係)

5　その他所要の規定の整備を行うこととした。(附則第二条から第一三条関係)

6　この政令は、法の施行の日(平成二九年一一月一日)から施行することとした。